

特許分類に関する国際的な動向の続きと特許庁の取り組み

The sequel to the international trends on Patent Classification and efforts of the Japan Patent Office

特許庁 審査第一部調整課審査企画室分類企画班長 **井海田 隆**

PROFILE

平成14年特許庁入庁。工学博士。遊技機、ナノ物理、光学分野の審査に従事。審査調査室、情報システム室、Oxford 大客員研究員等を経て、平成26年4月より現職。

✉ lkaida-takashi@jpo.go.jp TEL 03-3581-1101

1 はじめに

1.1 国際特許分類に関する動向

特許分類の国際的な動向に関して説明するにあたり、まずは IPC（国際特許分類：International Patent Classification のこと）についての近年の動きを紹介する。1998年頃から WIPO（世界知的所有権機関：World Intellectual Property Organization）の IPC 専門家委員会（IPC を司る最上位の会合、メンバーはストラスブール協定加盟国）における議論の結果、2006年発効の IPC 第8版から、その後の IPC 改正を毎年行うことが決まった。また、IPC に JPO（日本特許庁：Japan Patent Office）、EPO（欧州特許庁：European Patent Office）や USPTO（米国特許商標庁：United States Patent and Trademark Office）のような、大規模庁向けの「アドバンスレベル」と小規模庁向けの「コアレベル」との二層構造を導入することや、既に発行された文献も最新版 IPC によって、検索が出来るようにする事なども決まった（なお、その後、2011年にはアドバンスレベルとコアレベルの二層構造¹は廃止されている。）。その後、WIPO は未だ文献数に比して分類項目が少ないという IPC の現状に対する認識の元、分類項目数を増加させる事を目的として、2013年の2月に、IPC 加盟国に対し、IPC 改正の必要性が高いと

考えられる技術分野を定期的に提示することを決定した。

このような WIPO の一連の取り組みがなされた上に、後述の五大特許庁（日米欧中韓の5つの特許庁、以下五庁）の取り組みも相まって、毎年の IPC 改正とこれによる IPC の項目の増加、および、IPC 改正に伴う再分類は着実に進行している。

1.2 五大特許庁の動向

次に、近年の IPC 改正に関連する五庁の動向を紹介する。JPO、EPO 及び USPTO の三極特許庁で取り組んできた分類調和は、2007年頃から五庁に枠組みを広げ、白熱の議論がされてきた。その結果、2008年には各庁の内部分類の内、有用なものを IPC に取り込む形で改正を行うという、CHC（五庁共通ハイブリッド分類：Common Hybrid Classification）の取り組みが開始された。しかし、CHC による分類の調和は、難易度が高かったためか想定よりも進まず、五庁の長官によって、加速化に合意（2011年6月）および再合意（2012年6月）がなされたものの、最終的に全く進まなくなってしまった。そして、CHC は2013年の6月にこれに変わる枠組みとしての GCI（Global Classification Initiative）の合意が形成されると同時に終了となった。

GCI は、CHC と同様に五庁による IPC 改正を行うための方策であるが、CHC が各庁の内部分類の内、有用なものを IPC に取り込む形で改正を行うというものであったのに対し、GCI は庁間で整合している内部分類を IPC 化するという Activity I と、新規技術に対応し

¹ その他にも、定義情報の作成や、インデキシングの整理など、各種の改正がなされた。詳しくは以下の文書を参照のこと。
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/kokusai_t/pdf/ipc8/ipc8_summary.pdf

た分類を協働して創り IPC 化するという Activity II の二本立てとなっており、特に Activity I による分類調和は、CHC による分類調和と比べると、再分類の義務が発生しにくいものをターゲットとしている。つまり、調和に向けてのハードルが低いものを当面の対象としている。このため、CHC を GCI に置き換えることにより、可能な部分から、五庁による IPC 改正の提案が続いていくことが期待されている。

1.3 CPC の開始

次に CPC の動向を紹介するため、時間を少し遡らせる。五庁において CHC の加速化が必要であるという議論がされた 2010 年の 10 月に、EPO と USPTO は CPC（共通分類：Cooperative Patent Classification）の開始を表明した。当初は分類構造が IPC と全く違う USPC（米国特許分類：United States Patent Classification）を採用する USPTO が、IPC ベースの CPC を採用する事によって、CHC に好影響を与えると言う意見もあったが、EPO と USPTO は CPC が軌道に乗るまでは CPC に対して影響がある IPC の改正が進む事を好まなかった。結果として CPC の開始は CHC が動かなくなる原因ともなった。その後、CPC は 2013 年の 1 月に発効し、2013 年の 6 月には SIPO と KIPO が CPC を採用する事を公表している。

1.4 その後

以上のように、2013 年の 6 月まで、特許分類の全体的な枠組みに関する国際的な議論は大変活発であった²。

こうした数年間に比べると、2013 年 6 月の GCI 合意からのその後 1 年間の特許分類に関する国際的な動向は、主に「GCI の着実な実施」が進むという落ち着いたものであった。この状況がどの程度の間続くものであるのかは不明だが、次項では昨年から本年にかけて、この GCI を含め、特許分類に関する国際的な動向がどのように進んだのかについて説明する。

2 特許分類に関する国際的な動向

2.1 GCI 提案のその後

現在までの各庁からの GCI 提案の件数、及びこの提案のその後の状態について、2013 年 11 月に KIPO（韓国特許庁：Korean Intellectual Property Office）で開催された第 9 回、及び 2014 年 3 月に SIPO（中華人民共和国国家知識産権局：State Intellectual Property Office）で開催された第 10 回の五大特許庁分類実務者会合、及びその間の電子フォーラム上での議論を経た後の結果は以下のとおりであった。

GCI 提案からの IPC 改正は、五大特許庁への提案→五大特許庁における分類改正（プロジェクト化）を行う

国	JP	EP	US	CN	KR
提案数（～2013.11）	35	1	1	0	9
提案数（～2014.9）	1	5	0	8	5
プロジェクト化議論中	5	5	0	5	6
プロジェクト化合意せず	11	1	0	4	4
プロジェクト化合意	20	0	2 ^{*1}	0	4
五庁間で改正分類表を議論中	6	0	1	0	2
五庁間の改正分類表に合意	14	0	1	0	2
IPC 改正作業部会で分類表の議論	14	0	0	0	2
IPC 分類表改正	0	0	1	0	0

※1…1 提案が 2 プロジェクトに分離

表 1 GCI 件数の推移

2 太田良隆、「特許分類に関する国際的な動向」、Japio YEAR BOOK 2013, p 98-103

か否かの議論と合意→五大特許庁での改正分類表の策定
→五大特許庁からの IPC 改正作業部会への提案→IPC
改正プロジェクトでの分類表の議論と合意→IPC 改正
へと進む。

ここで注目すべきは、SIPO、KIPO からの提案も多い
ということ、USPTO からの提案のみが、一気に
IPC 分類表改正にまで進んでいることである。

CPC を採用すると明言している SIPO や KIPO から
の提案も、CPC に FI 構造を取り込みつつ IPC 化する
という構造をとっているものがある。中国や韓国は、日
本と産業構造が似ていると言われており、日本国企業か
らの出願も多い。そうすると、出願技術分野の傾向が似
ている可能性があるため、SIPO や KIPO もその出願を
分類するに適した検索キーとして、FI 構造を採用する
ことにメリットを感じられるという可能性がある。

また、USPTO からの提案はいわゆる 3D プリント
に関するもので、一つのプロジェクトに二つの IPC 改
正提案を含んでいた。一方の提案は B83Y として提案
されたもので、分類表が単純かつわかりやすく、再分類
を義務化しないとしたことによって再分類負担の問題も
生じず、1 回の IPC 改正作業部会での議論を経るのみ
で IPC として発効させることが決まった。当該分類は
B33Y として、2015.1 に発効予定である。もう一方
の B29C に関する提案は未だ五大特許庁で分類表を議
論中である。

また、JPO からの 35 の GCI の初期提案（2013
年 6 月）及びその後追加された 1 つの提案についての現
状は上記の表 2 のとおりである。IPC 改正作業の段階に
進んだ各プロジェクトは、その後 IPC 改正作業部会で
議論が行われ、最終的には 2016 年または 2017 年
に発効されるであろう改正 IPC に反映されていくこと
となる。

分類改正の議論は、文献の再分類の議論と切りはな
せない。原則的には FI も CPC も、IPC を更に細かく
展開したものである以上、この原則を守るのであれば、
IPC の改正に伴って FI や CPC も改正する必要がある、
今まで分類付与した文献について、再度分類を付与しな
おす事になる。そのため、例えば分類表が良いものであ
っても、各庁が再分類の負担に耐えられず、残念ながらプ
ロジェクトが合意に至らない、つまり、分類を改正する

事が出来ない（又は、改正しても使え無い物となってい
まう）例もある。五庁は既に発行・分類付与がなされた
文献の数が多いので、再分類にかかるコストが大きく、
改正後の分類によっては身動きが取れなくなる可能性が
高い。よって、五庁における議論によって、分類改正の
可否について先行して判断をしておくことは有効であ
る。

2.2 分類付与の基準の調和

次に「GCI の着実な実施」の以外の取り組みとし
て、2014 年の 3 月に開催された五庁分類作業部会で
KIPO が提案したスコープ違い解消の活動を紹介する。
スコープ違いとは、分類表が同じであるにもかかわらず、
その解釈の違いからその分類が付与される文献が各国で
異なるという状態を意味しており、これは言い換えれば、
一つの特許文献ファミリーにおいて、各国の文献で全く
異なる分類が付与されてしまうという状態のことを意味
している。例えば分類表を統一したとしても、分類付与の
運用が違ふことによりその分類に属する技術文献の内容
が異なることになれば、実質的に分類が調和出来ている
とは言えない。

KIPO の提案は、この状態を解消するためのプロジェ
クトを立ち上げられるように、新たな GCI アクティビ
ティを作るというものであり、今後五庁において議論が
進められる予定である。

確かに、分類の調和は項目だけが調和していれば良い
というようなものではなく、この点については長年、課
題として認識されてきたことは事実である。しかし、あ
る分類に対して、その分類がどのような技術の文献に付
与されるのかのルールを変更するという事は、同時に他
の分類が付与される技術の範囲についても変更を生じる
事を意味する。そして、多くの特許庁において、特許の
分類とその分類が付与された案件を担当する担当官が紐
づいているという現状、つまり、分類の解釈を変更する
と、審査官が担当する案件の技術が変わるという現状と、
特許審査の専門性をかんがみれば、その解決の方法をま
とめることは簡単ではない。

とはいえ、分類を調和させていくという前提に立てば、
この議論は避けては通れないものである。今後、この議
論がどのように進むか、注目していかなければならない。

	IPC	分野	状況
1	E01F9/00-11/00	道路標識、道路標示	IPC 改正作業部会で議論中
2	H02K11/00-11/04	電動機、発電機と測定・保護装置等との結合	IPC 改正作業部会で議論中
3	F02M25/06-25/07	排気還流装置	IPC 改正作業部会で議論中
4	B60J10/00-10/04	車両用シール装置	IPC 改正作業部会で議論中
5	F16J15/32	弾性リップ型	IPC 改正作業部会で議論中
6	B05B15/00-15/12	噴霧設備又は装置の細部及びその付属品	五大特許庁で分類表議論中
7	B65H75/00-75/32	長尺物の貯蔵	改正中止
8	B60Q3/00-3/06	車両内部照明装置の配置、取付、支持、回路	五大特許庁で分類表議論中
9	A23P1/00-1/16	食品の成形及び加工	IPC 改正作業部会で議論中
10	G07D7/00-7/20	紙幣・有価証券の検査	IPC 改正作業部会で議論中
11	C03C25/00-25/70	ガラス繊維またはフィラメントの表面処理	五大特許庁で分類表議論中
12	C23C4/00-6/00	溶射または鑄込みによる被覆	五大特許庁で分類表議論中
13	B01D19/00-19/04	脱気・消泡	改正中止
14	C08G75/00-75/32;79/00-79/14	硫黄、リン、金属系主鎖ポリマー	IPC 改正作業部会で議論中
15	D06L1/00-3/16	洗浄・漂白	IPC 改正作業部会で議論中
16	G06F12/08-12/12	階層構造のメモリシステム	IPC 改正作業部会で議論中
17	H01F41/06	コイルの巻線方法及びその装置	IPC 改正作業部会で議論中
18	G06N5/00-7/06	知識ベースシステム	改正中止
19	H03B9/12-9/14	固体発振回路	改正中止
20	G11B7/26	光記録担体の製造	改正中止
21	A23K 1/00-3/04	飼料	IPC 改正作業部会で議論中
22	G02B 5/30	偏光要素	改正中止
23	B63B 35/00-35/85	船体構造・海洋構造・係船・載荷・補機	五大特許庁で改正の可否を議論中
24	A61B 13/00-18/28	手術用機器	改正中止
25	F24J 2/00-2/04, F24J 2/34-2/40, F24J 2/46-2/54	太陽熱集熱器	五大特許庁で改正の可否を議論中
26	F21S 4/00	非携帯用の照明装置またはそのシステム	IPC 改正作業部会で議論中
27	F21V 17/00-17/20	グローブ、屈折器、反射器等の固定	改正中止
28	G06F 15/16-15/177	マルチプロセッサ	改正中止
29	G06F 1/00-1/20	計算機	改正中止
30	H04B 1/06, H04B 1/16	受信機の回路一般	五大特許庁で改正の可否を議論中
31	A61B 6/00-6/14	放射線診断機器	改正中止
32	G02F 1/13-1/141	液晶	五大特許庁で改正の可否を議論中
33	G02F 1/15-1/19	エレクトロ、電気泳動、可変反射吸収素子	五大特許庁で改正の可否を議論中
34	F21K9/00	LED などを用いた電気ランプ	IPC 改正作業部会で議論中
35	C01B 31/00-31/36	炭素・炭素化合物	五大特許庁で分類表議論中
36	A63B47/18 ^{*1}	羽根付飛具を有するゲーム	五大特許庁で分類表議論中

※1…JPO が前回より追加して提案

表2 JPO からの GCI 提案の状況

2.3 IPC 改正プロジェクトからの IPC 改正

WIPO が定期的に IPC 加盟国に提示している、IPC 改正の必要性が高い考えられる技術分野に対する IPC 改正も、順調に行われている。こちらについても、現在

までの変遷を以下の表にまとめる。

IPC 分類改正の採択権限の IPC 改正作業部会への移行も順調に進められ、2015 年の 1 月には、2013 年の 10 月と 2014 年の 5 月の IPC 改正作業部会で採択



プロジェクト番号	IPC	分野	状態
C459	H02P9/00	発電機の制御	2015.1 に改正予定
C460	H01L27/142	光起電力装置	2014.1 に IPC 改正された
C461	H04B3/46	伝送一般の監視、試験	2015.1 に改正予定
C462	H04B1/38-H04B1/58	送受信機	2015.1 に改正予定
C463	G02B1/10-G02B1/12	光学要素の表面処理	2015.1 に改正予定
C464	A23L1/27-A23L1/308	食品の着色及び栄養改善	他のプロジェクト (F015) に統合
C465	A61K35/00	動物、微生物物質含有医薬	2015.1 に改正予定
C466	A61B19/00-A61B19/12	手術・診断のための補助具	議論中
C467	F21V29/00	照明装置の冷却または加熱手段	2015.1 に改正予定
C468	H01Q5/00	2以上の異なった周波数帯における空中線の同時動作のための構成	2015.1 に改正予定
C469	H01M8/00	燃料電池；その製造	議論中
C470	F03D9/00	風力原動機の特殊用途への適応；風力原動機とそれにより駆動される装置との組み合わせ	他のプロジェクト (C473) に統合
C471	A61K47/00	使用する不活性成分、例、担体、不活性添加剤、に特徴のある医薬品製剤	議論中
C472	A47B88/00	テーブル、キャビネット、または類似の家具の引出し；引出し用ガイド	議論中
C473	F03D11/00	風力原動機の細部	議論中
C474	G06T7/00	イメージ分析	議論中
C476	F24F11/00	空調の制御または安全方式またはそれらの装置	議論中
C477	B60W20/00	ハイブリッド車両に特に適した制御システム	議論中
C478	A61C5/00	歯の充填または被覆	議論中

表3 優先分野の IPC 改正プロジェクトの状況

された分類表による新 IPC が発効される予定である³。

3 JPO での取組

一方、国内における JPO の分類に関する取り組みについて目を向けると、FA11（審査順番待ち期間を11ヶ月以内とすること）を達成した平成26年の4月、JPO は世界最速かつ最高品質の知的財産システムの実現を目指すことを改めて公表し、特許分類の面では、国際的な調和を視野に入れた特許分類の再整備に対して積極的に取り組むこととした。

国際的な調和を視野に入れた特許分類の再整備の第一歩としては FI について、IPC 最新版に準拠させること

が考えられる。

FI は IPC の第3版から第4版に切り替わる昭和59～60年に、JPO のペーパーレス計画の一環として、IPC に対して細展開をしたものとして作成された。その後 FI は IPC の第4版準拠として固定する事として、IPC の第5版は取り込まず、IPC の付与は機械的なコンコーダンスによって行われることとなった。しかし、その後の IPC 第6版では、部分的に IPC の最新版への準拠が成されることになり、最終的に現在の FI は IPC の第4版から最新版まで、分野毎によって、準拠する IPC の版がばらばらとなっている。

FI を IPC 最新版に準拠させると言うことは、IPC 改正によって新たに生じた分類の観点、再度分類に取り込んだ上で、これを細展開した FI を作成することにより、IPC と FI の関係を、FI が IPC を細展開したものという状態に戻す事を意味しており、そのようにすることによって、FI は外国から見て理解しやすいものとなり、

3 WIPO の IPCPub のページ (<http://web2.wipo.int/ipcpub/#refresh=page¬ation=scheme&version=20150101>) によって確認をすることができる。

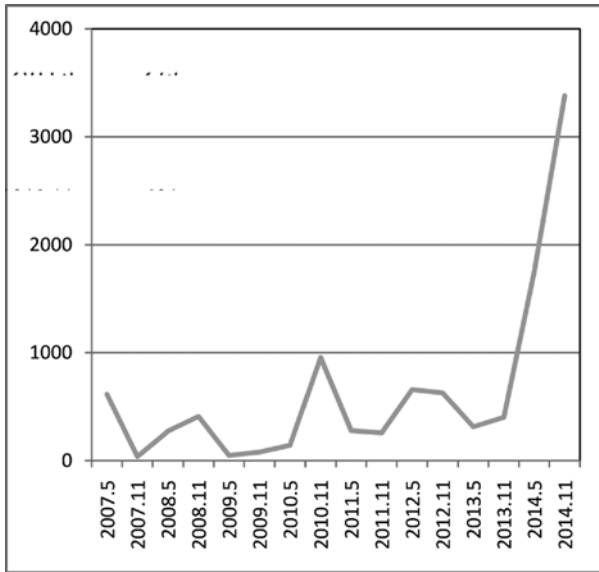


図1 FIの新設項目数

分類の調和を行う際の負荷が一つ取り除かれることになる。

なお現在、このようなFIの改正を含め、JPOにおけるFI改正の速度は現在急速に上昇しているところである。

また、CPCを採用する庁が増えているという現状を鑑みれば、有用なCPCの構造は積極的に取り組むべきである。特に、欧州や米国でより発展が見られる技術分野について、CPC構造を参考に分類の構造を見直すことは、国際調和の面からも、実際の検索キーの優位性の面からも有効であると考えられる。しかし、CPCとFIが別の方向性をもって発展してしまったような技術分野も少なくなく、FIとCPCのいずれの分類もIPCの最新版に準拠していない、という状況も存在する。このような場合、分類調和の観点から、FIをどのようにするべきかという調整は困難を極めている。

4 今後の分類について

4.1 IPCとFI、ECLAとCPC

IPC加盟国で取り決める国際特許分類と、各庁の内部分類であるFIやECLA（欧州特許分類：European Classification、CPCの前身）/CPCでは、FIやECLA/CPCがIPCを細展開しているため、同じような体系

の分類ではあるが、それぞれの分類表の立場は異なる。IPCはその成り立ちや改正が、ストラスブール協定加盟国参加の国際的なルールによって定められているものであり、その分類の改正も手順が厳格に定められており、全会一致ベースで改正が行われる。その結果、分類改正について一つの庁の意見が通るとは限らない。その一方で、FIやECLA等の内部分類は、分類表も改正の手順も、これを管理している庁の都合によって決められるので、その庁の審査官等が検索を行いやすいように、必要に応じて決めていけばよい。その結果、内部分類は、特にその国や地方にとって特許出願が多い技術分野において、検索に有用となるように細分化が進みやすい。

よって、IPCは世界の文献を統一的に調べるための基本的な分類となり、構造が安定的であるが、国や地方の独自に急速に発展した技術などをカバーし難いものであるのに対し、その細分化をした内部分類であるFIやECLAは、その国、地方等の文献の検索のために優れたキーとなる。

CPCはECLAの構造を利用、つまり欧州特許庁の内部分類として有用な構造を利用したまま各庁に対して採用を促している。これがCPCに対して最終的に何を引き起こしていくのか、つまり、検索の利便性を落とさないように事実上の標準となることが出来るのか、採用庁にとって特許出願が多い技術分野での対応も進め、分類を取り込みすぎて巨大すぎて使えない分類表となってしまうのか、今後の動きに注目していきたい。

4.2 分類調和の有るべき姿

今後のGCI提案がどのように行われていくのか、と言う観点も留意が必要である。前述のようにGCI提案の主流は、共通化できるCPC/FI構造について、提案を行いIPC化するという取り組みである。分類と文献の関係はパーソナルコンピュータにおけるフォルダとファイルの関係であり、分類の細分化とはフォルダ内にフォルダをさらに作成することを意味し、分類調和は使っているフォルダの構造を合わせようとしていることを意味する。そして、GCI提案はファイル数が多くて、フォルダ構造がより複雑な、いわゆるヘビーユーザー間で偶然にも一致するフォルダ構造を、皆で使うフォルダ構造に取り込ませることを意味する。ファイルが多くて



困っているユーザにとって、奨励されるフォルダ構造が与えられることは幸いである、と考えると、GCI 提案は負の面が無く、有用である。

一般的に、特許文献を検索する者にとって、分類表が世界中の特許文献において一致すれば、検索にかかるコストは減少する。しかし、先の項で述べたように、「その国、地方にとって特許出願が多い技術分野」における有効な検索キーの維持ということも、また重要である。

単純に考えると、調和が望めない程度に分類が発展してしまっている技術分野というものは、それだけ技術開発が急ピッチで進んだもので、それによって出願された特許の公報を分類するために、必要に応じて作られた内部分類が存在している技術分野なのであり、その分類は調和できない原因とはなるかもしれないが、その国の文献を切り分けるための有効なキーとなっている。

一方で、そのように技術が発展していない国や地方にとっては、分類表が大きい分だけコストが増大すると言っただけであり、メリットは見いだせない。そして、そのような技術分野において、無理をして分類表を調和させることによって、得られるものは少ない。

つまり、国際的な分類調和を行うに際して、どこまで調和を行うかということについては、その結果によって生じる影響まで視野に入れて、分類ごとによく検討していかねばならないことであると筆者は考える。

4.3 CPC の今後について留意すべき事

4.3.1 CPCの改正手続き

CPC の管理の現状は、分類表の管理権限を EPO と USPTO が持ち、それ以外の CPC 採用庁は分類の改正については、「提案をすることができる」ということにとどまっている。

そして、筆者は現在まで、EPO/USPTO 以外から CPC の改正提案がなされたことはないと聞いている。また、CPC の改正は EPO/USPTO のそれぞれの内部で一旦改正提案をすると決めた後に、両庁の協議のもとに改正を進めていくことになっている。

例えば、IPC 改正の場においても、GCI 提案をする際の五大特許庁での議論の段階においても、特に CPC 分類表に関係するような IPC 改正についての議論を行う際には、EPO/USPTO の両庁は足並みをそろえて対

応をする必要がある。その結果、分類改正自体にかかる時間や手続きに関する人手などのコストは ECLA を EPO のみが管理していた時代に比べて上がっており、対応にはより多くの時間がかかっている。

このように、CPC の改正にコストがかかる中、CPC が前述した文献の検索のために優れたキーとしての分類を維持していけるか、注目する必要がある。例えば、SIPO で文献が大量に発行されるような技術分野が出てきた場合に、EPO や USPTO が、これをきちんと技術を分類しようとする CPC 分類を作成していくことができるのか、その際、SIPO は適切な CPC を付与できるのか等、興味は尽きない。

4.3.2 CPCの品質管理

EPO 以外の庁が CPC を確実に付与できているのかについても検証をしていく必要がある。特に、CPC 管理庁である EP と US の間では、CPC の品質確保のために両庁間でのトレーニングや CPC 付与に対する会合等、品質の管理等様々な取り組みが成されている⁴ ところであるが、それでも実務レベルにおいては、両庁で、同じ観点で分類が出来ているか疑問であるという声も聞こえてくる。もちろん CPC 採用庁に対しても CPC のトレーニングは行われているが、CPC のユーザとしては、USPTO やその他の CPC 採用庁が正しく CPC を付与できているかについて、留意しなくてはならない。

JPO の行う FI の付与は、基本的に JPO 単独での付与が行われており、分類の付与品質の管理は JPO 内での品質の管理を行えば事足りるが、母国語や産業構造が EPO と異なる SIPO や KIPO などにおいて、CPC が今後どのように付与の水準を保っていくのか注視していく必要がある。

4.4 まとめ

特許分類とは、数多ある特許文献を効率的に検索するため、適切に文献の集合を分けるというためにあるものであり、状況に応じて最適な、わかりやすい展開がなされるようにすべきものである。

その上で、特許に関する調査は、各国の文献を探さな

4 <http://www.cooperativepatentclassification.org/publications/CpcQA.pdf>

ければならないことから、ツールとしての分類が共通のものとするのも有意義である。

分類の調和はここ数十年の分類におけるトピックであり、重要な活動の一つである。各国が全く体系の異なる分類を付与するという状況は、その分類をすべて理解する必要があることから、文献の調査をする身からするとあまりに負担が大きい。しかし、その一方で、その類ごとに文献を分けると言う分類の本質を見失うことも避けるべきである。分類は、必要なレベルでの調和と必要なレベルでのローカル化、それに際して無駄なコストがかからないようにバランスを取っていくことが肝要であると筆者は考える。

なお、本稿は、筆者の私見に基づくもので、特許庁としての意見・見解を表明するものではない。そのような考え方もある、という程度に読んでいただけたら幸いである。